○ タブレット端末を用いた入院患者様との「遠隔面会」について

新型コロナウイルス感染症の院内での拡大防止のため、当院ではやむを得ない場合を除いて入院患者様との面会や外出・外泊などを制限させていただいています。幸いにして国内の新たな感染確認者数は現在減少傾向にあり、5月14日に当県を含む39県で、5月25日には首都圏を含む全国すべての都道府県で緊急事態宣言は解除されました。しかしながら行動制限の緩和に伴い、今後は感染症の再拡大が懸念されます。特に病院など医療機関では、院内での感染拡大になお最大限の警戒が必要であると注意喚起がなされています。このため5月15日に茨城県保健福祉部から、「医療機関における『面会制限』の措置を当面の間は継続するように」との指示がありました。

そこで当院では、ご来院時に院内の専用のタブレット端末を用いて、院内の別室から病棟の患者様との「遠隔面会」ができるように、システムをご用意いたしました。

「遠隔面会」は以下の要領で実施いたします。

- ご希望の際は患者様の入院病棟にご連絡ください。ご希望の日時を予約します。
- 「遠隔面会」は一度に一家族ずつ、面会時間は一回 15 分程度までとさせていただきます。
- 面会に来られるご家族様は、病院総合受付にてお声掛けください。その際に;
 - ① 最近発熱、咳、痰、のどの痛み、強い倦怠感などの症状がないこと、
 - ② 最近都内や海外など感染者の多い地域に行かれていないこと、
 - ③ また、最近上記①や②に当てはまるような方との接触がないこと、

などの項目を確認させていただきます。

患者様の病状によって遠隔面会ができないこともあります。ご理解の程お願い申し上げます。

2020 年 5 月 水海道厚生病院長